

報告第 20 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記

専決第 15 号 平成30年度上富田町一般会計補正予算（第3号）

平成30年12月 4日提出
上富田町長 奥田 誠

専決第 15 号

平成30年度上富田町一般会計補正予算（第3号）

平成30年度上富田町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ372千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,076,663千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年10月 1日専決

上富田町長 奥 田 誠

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	県支出金	476,939	372	477,311
	2 県補助金	130,285	372	130,657
	歳入合計	6,076,291	372	6,076,663

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9	教育費	1,172,657	372	1,173,029
	5 保健体育費	263,434	372	263,806
	歳出合計	6,076,291	372	6,076,663

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
15 県支出金	千円 476,939	千円 372	千円 477,311
歳入合計	6,076,291	372	6,076,663

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
9 教育費	千円 1,172,657	千円 372	千円 1,173,029
歳 出 合 計	6,076,291	372	6,076,663

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
372			0
372	0	0	0

2 歳 入

1 5 款 県支出金

372千円

2 項 県補助金

372千円

目	補正前の額	補 正 額	計
6 教育費県補助金	千円 4,090	千円 372	千円 4,462
計	130,285	372	130,657

節		説明
区分	金額	
4 保健体育費補助金	千円 372	公共施設等木造木質化支援事業費補助金 千円 372

3 歳 出

9 款 教育費

372千円

5 項 保健体育費

372千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保健体育総務費	千円 58,552	千円 372	千円 58,924	千円 372	千円	千円	千円
計	263,434	372	263,806	372	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	千円 △270	食育交流センター設計監理委託料	千円 △270
15 工事請負費	1,615	食育交流センター設置工事請負費	1,615
18 備品購入費	△973	施設用備品購入費	△973